

## 大口町電子計算機運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 電子計算機の適正な運営を図るため、大口町電子計算機運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 電子計算機処理に係るシステム開発及びその調整に関する重要なこと。
- (2) 電子計算機処理及びLAN等の管理運営に関し重要なこと。
- (3) 情報化の計画及び推進に関し重要なこと。
- (4) 情報セキュリティに関し重要なこと。
- (5) その他電子計算機処理及び情報化に関し重要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は副町長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は総務部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 委員は、次に定める者とする。
  - (1) 地域協働部長
  - (2) まちづくり部長
  - (3) 健康福祉部長
  - (4) 建設部長
  - (5) 生涯教育部長
  - (6) 議会事務局長
  - (7) その他委員長が必要と認めた者

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査研究)

第5条 委員長は、必要に応じ、審議の対象となる事項について研究チームを設置し、調査研究を行わせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成元年9月30日訓令第14号)

1 この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

2 大口町電子計算機導入推進委員会設置要綱は(昭和62年大口町訓令第12号)は廃止する。

附 則 (平成2年4月27日訓令第7号)

この訓令は、平成2年4月27日から施行し、改正後の大口町電子計算機運営委員会設置要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年5月1日訓令第13号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行し、改正後の大口町電子計算機運営委員会設置要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月31日訓令第22号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日訓令第21号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第14号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月6日訓令第6号）

この訓令は、告示の日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則（平成19年3月27日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第32号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 大口町訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町訓令第12号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日 大口町訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。